

標茶町「森と川の月間」結果報告

本町では、5月を「森と川の月間」と定め、森と川を守る運動を展開しています。その運動として植樹活動・清掃活動などを行っており、今年度は、燃えるごみ370kg・燃やせないごみ430kg回収、植樹6,000本、1,211人が参加しました。今後も「森と川の月間」の活動にご協力をお願いします。

5/13クリーン作戦



5/14西別川清掃



5/16リバーサイド植樹



5/18魚付保安林植樹



5/20釧路湿原クリーンデー



5/21シマフクロウの森植樹



6/11厚岸町民の森植樹



6/11摩周・水・環境フォーラム



確認しよう!

資源ごみの分別

分別をきちんとしないまま資源ごみを出す家庭が増えてきています。また「その他紙類」や「プラスチック類」を資源ごみではなく、燃えるごみと混ぜて出す家庭も増えていきます。資源を有効活用するために、ごみの分別にご協力をお願いします。

資源ごみ

缶類、瓶類、汚れたプラスチック類（カップラーメンやコンビニ弁当の容器など）は、一度軽く水ですすぎ、乾燥させて、資源ごみとして出してください。



ペットボトルのキャップ・ラベル



燃やせないごみ



問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

新生児木製フォトフレームプレゼント事業 を開始します

町内で生まれた子どもたちが健やかに成長するよう願いを込めて、木製フォトフレームをプレゼントします。フォトフレームに使用する木材は、地域から産出されたミズナラなどの郷土樹種を活用し、親御さんと生まれてきた子どもたちに木のぬくもりを感じてもらい、ふるさとの森林（もり）を守り育てていくことの大切さを認識してもらうことを目的とした、森林環境譲与税を活用した新たな取り組みです。

令和5年4月1日以降に誕生された本町に住所を置くお子さんが対象となり、フォトフレームはお子さんの誕生後の新生児訪問の際にお渡しする予定です。（新生児訪問が既に終了されているご家庭については、別途ご連絡させていただきます。）

○問い合わせ／役場農林課林政係（⑩番窓口☎内線247）

町内共通お買い物券・牛乳応援券を配布しています！

燃料や原材料などの高騰による物価上昇が町内経済に影響を及ぼしています。そこで、町民の皆さんに「町内共通お買い物券」と基幹産業である酪農の支援として「牛乳応援券」合わせて6,000円分を配布します。

○配布対象／5月31日現在、標茶町に住居登録している方

○配布方法／ゆうパックによる配達（世帯主宛て）

○配布時期／6月下旬～7月上旬

飲食店専用お買い物券



500円分(4枚)

お買い物券



500円分(4枚)

牛乳応援券



200円分(10枚)

※「飲食店専用お買い物券」は対象店舗の飲食店でのみ使用できます。

※「牛乳応援券」は一部使用できない店舗がありますので、使用前に直接店舗に確認ください。

※「牛乳応援券」で購入できる商品は、パッケージ品質表示部分の種類別名称記入欄に「牛乳」「成分調整牛乳」「低脂肪牛乳」「無脂肪牛乳」の記載がある商品、または標茶町内で生産された生乳を使用した乳製品に限ります。

○問い合わせ／・お買い物券…役場観光商工課商工労働係（2階⑩番窓口☎内線251）

・牛乳応援券…役場農林課畜産係（⑩番窓口☎内線245）

第34回「子どもの夢を育てるまつり」

4年ぶりの開催となり、子どもから大人まで楽しめるイベントとなっていますので、多くの方のご来場をお待ちしています。

■日時／7月23日(日)

午前9時～正午

■場所／駒ヶ丘公園内軍馬山特設会場



※詳細は、広報しべちの折り込みチラシをご覧ください。

■問い合わせ／子どもの夢を育てるまつり実行委員会

(教育委員会社会教育課社会教育係☎485-2040)

標茶町 ほっとらいふ制度

本町では、上下水道料・暖房費・発電賦課金の一部助成を行っています。ご不明な点がございましたら下記係まで問い合わせください。

■助成対象／国民健康保険税の7割減額・5割減額の対象となっている世帯（またはそれと同様な所得の世帯）

※生活保護世帯は対象外。

■支給期／4・8・12月の年3回（暖房費・発電賦課金は12月に助成）

■受付場所・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線133）、各公民館（受け付けのみ）

※受け付けは随時行っています。

※1年に1回の申請が必要です。

第2回定例町議会において、令和5年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、道路メンテナンス事業などで、5,818万6千円を追加し、予算額は116億9,235万6千円となりました。そのほか一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

補正予算

令和5年度 標茶町各会計予算の概要

(単位) 千円

会計別	補正前予算額 (A)	6月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+(B)	
一般会計	11,634,170	58,186	11,692,356	
特別会計	国民健康保険事業 事業勘定	1,155,482	0	1,155,482
	下水道事業	476,000	0	476,000
	介護保険事業	1,499,198	0	1,499,198
	後期高齢者医療	129,713	0	129,713
	簡易水道事業	251,000	0	251,000
合計	15,145,563	58,186	15,203,749	

主な補正予算		事業費
総務費	標津線代替輸送協議会負担金	3,348
	セミセルフ釣銭機購入	2,266
土木費	道路メンテナンス事業	1,500

※このほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業などで4,944万円を計上しています。

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間です

今年で73回目を迎える“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、安全で安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動です。毎年7月は“社会を明るくする運動”強化月間・再犯防止啓発月間となっていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■重点項目／

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止し更生保護の活動について理解を深めてもらう。
- ・犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直りに多くの人に支え手として加わってもらう。
- ・保護司や更生保護女性会会員などの更生保護ボランティアのなり手を増やす。
- ・民間と地方公共団体と国との連携を強化し、犯罪や非行をした人が必要な支援を受けやすくするネットワークをつくる。
- ・犯罪や非行が起こらないように、若い人たちの健やかな成長を期する。

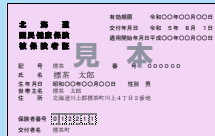
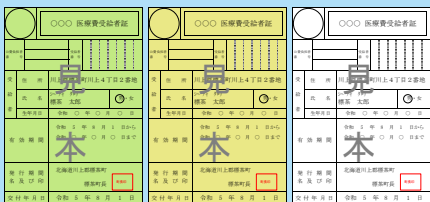

■問い合わせ／標茶町地区推進委員会事務局：役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）



健康保険証などの更新に関するお知らせ

現在お持ちの健康保険証などの有効期限は7月31日です。8月1日以降にお使いいただける保険証などは、7月14日ごろに郵便で発送する予定です。（地区により配達時期が異なります。）有効期限の切れた古い保険証などは、個人情報が変わらないよう裁断の上、破棄してください。

8月1日が過ぎてもお手元に届かない場合は、下記係まで連絡ください。

対象	備考	イメージ
国民健康保険 被保険者証	簡易書留で発送します	被保険者証 
（重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等）医療費受給者証	普通郵便で発送します	重度心身障がい者 ひとり親家庭 乳幼児 
後期高齢者医療制度 保険証・減額認定証・ 限度証	<ul style="list-style-type: none"> 簡易書留で発送します 新しい保険証は黄色です 新しい減額認定証・限度証は黄緑色です 引き続き減額認定証と限度証の交付対象に該当する方は、保険証に同封します 新たに必要となる方は交付対象になることを確認の上、下記係へ申請してください 	保険証 減額認定証 限度証 

後期高齢者医療制度

減額認定証の交付対象（次の区分のうち区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方）

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） 老齢福祉年金を受給されている方
一般	住民税課税世帯で1割または2割負担の方

限度証の交付対象（次の区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方）

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※一般または現役並みⅢの区分となる方は、減額認定証および限度証の発行がありません。

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）、役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

マイナンバーカードの 代理人受取について

マイナンバーカードの受け取りは年齢を問わずご本人が直接受け取ることが原則ですが、申請者が役場に来るのが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。

運用の変更により、次の方の代理人への交付が認められています。なお、代理人受取の場合は、本人受取の場合と必要書類が異なりますので、ご注意ください。

やむを得ない理由に該当する方

- ① 成年被後見人
 - ② 被保佐人、被補助人
 - ③ 中学生、小学生、未就学児
 - ④ 75歳以上の方
 - ⑤ 長期入院者
 - ⑥ 障害のある方
 - ⑦ 施設入所者
 - ⑧ 要介護・要介護認定者
 - ⑨ 妊婦の方
 - ⑩ 長期出張者、勤務場所・勤務形態などにより来庁することが困難と認められる方
 - ⑪ 海外留学している方
 - ⑫ 高校生・高専生
- ※「仕事が多忙なため」はやむを得ない理由に該当しませんので、ご注意ください。

代理人交付の際の必要書類

- ① 交付通知書（はがき）
 - ② 本人の本人確認書類（顔写真付き書類が必須となり、少なくとも2点以上必要です）
- 例 「運転免許証」 + 「健康保険証」 など
- ③ 代理人の本人確認書類（顔写真付き書類が必須となり、少なくとも2点以上必要です）

例 「マイナンバーカード」 + 「運転免許証」
「運転免許証」 + 「健康保険証」 など

④ 代理権の確認書類

- ⑤ 本人が標茶町役場に来ることが困難であることを証する書類
- ※必要書類については、左記係に問い合わせください。

○問い合わせ／役場住民課町民係（1階⑬番窓口☎内線121）



マイナンバーカードの 新規取得者

に商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券千円分を贈呈しています。

この事業は、令和6年3月末までにマイナンバーカードを取得された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方には、順次オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されており、スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取り、簡単に申請できます。

○対象者／マイナンバーカードを初めて取得する標茶町民

○問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバーカード

夜間窓口開設のお知らせ

マイナンバーカードを受け取るためには、申請時に全ての書類を提出し、本人限定郵便で受け取るか、平日役場開庁時に、来庁し必要な手続きを行った上で、受け取る必要があります。

仕事や学業などで、役場が開庁している時間にマイナンバーカードを受け取りできない方を対象に、毎月第3水曜日のみ夜間窓口を開設します。

夜間窓口では、マイナンバーカードに関する問い合わせやマイナポイントなどの相談も可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

○場所／役場1階マイナンバーカード専用窓口

○日時／7月19日(水) 午後8時まで

○問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

マイナンバーカード申請

どこにでも行きます！

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅、集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○申し込み／下記QRコードより申し込みください

○問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）、役場住民課町民係（1階⑬番窓口☎内線121）

申し込み

